

**双葉警察署浪江分庁舎改築工事基本・実施設計業務委託  
公募型プロポーザル 質問・回答書**

令和7年11月6日  
福島県警察本部警務部施設装備課

No.	要領等の番号	質問事項	回答
1	募集要領 6P 9(1)②イ 及び 9(1)②ウ	②設計共同体（設計JV）で参加の場合につきまして、JV 2社のうち1社は県内事業者（福島県知事登録の一級建築士事務所）と1社は県外事業者（神奈川県知事登録の一級建築士事務所）で参加します場合、イの「代表構成員」+ウ「管理技術者」は県外事業者でも担うことは可能でございましょうか？ 県内事業者、県外事業者共に①～カの条件を満たしておりまして、役割分担として代表構成員を県外事業者が務めることを検討しています。	設計共同体（設計JV）で参加の場合、代表構成員については、募集要領9-(1)-①～アの要件を満たす必要があるため、福島県知事の一級建築士事務所登録を受けている者となります。 また、設計共同体（設計JV）の場合の管理技術者については、募集要領9-(1)-②～ウより、福島県知事の一級建築士事務所登録を受けた代表構成員から配置する必要があります。
2	募集要領 5P 9(1)①カ 及び 別紙1 1P 1(2)	募集要項9-(1)-①～カの実績につきまして、実施設計図書一式を納品済で、かつ、確認申請が本受付済（申請済証発行受理待ち）の業務実績をもって本プロポーザルの参加要件を満たしていると考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
3	別図2	敷地図におきまして車道から敷地への車出入口を現状からの変更は可能でございましょうか？	変更可能です。
4	資料1 14P 6.2.1	おもりやり駐車場の台数は指定はございますでしょうか？（来庁車用の台数が20台でございますので、バリアフリー法の観点では50台以下の場合1台であるかと存じますが、確認となります）	1台以上の設置と考えております。
5	別図2 別図3-2	現状の敷地状況写真を拝見しますと、既存車庫の前にパトカーを置いてらっしゃいますが、新庁舎建設後も、駐車スペース全体の計画内容によって、同様の使い勝手は想定可能でございましょうか？	現状は駐車台数に制約があるため、やむを得ず駐車しているものであり、新庁舎完成後は極力既存車庫前に駐車しない運用と考えております。
6	別図2	継続使用となります車庫Aと車庫Bはどのような車種の車が格納されていますでしょうか？また出動頻度なども併せてご教示願います。	車庫Aは、中型バス、マイクロバス及びバン、車庫Bは、セダンとなります。出動頻度については、事案発生に伴い随時となります。
7	別図2	撤去となります既存霊安室は今回の計画には含まれない形でございましょうか？（敷地外の場所でご設置予定でしょうか？）	設置しない計画です。
8	資料1 4P 3.1(2) 及び 資料3	所要室一覧にあります浴室は、具体的にはシャワー室（男子2つ、女子2つ）になりますでしょうか？（基本計画ではシャワー室と記載ございましたので）	シャワー室となります。 なお、設置数は男女とも1つ以上と考えております。
9	資料3	所要室一覧にあります当直室備考欄に、「1階に配置（更衣室・浴室一体型が理想）」の文言に関しまして、こちらの記載ご意図は、当直室から廊下を介さずに直接更衣室への出入りができるることをお示しいただいている形でございましょうか？	お見込みのとおりです。

No.	要領等の番号	質問事項	回答
10	資料 1 4P 3. 1(2) 及び 資料 3	所要室一覧にあります当直室では、基本計画に記載ございました、「仮眠室・休憩室」の用途のお部屋となりますでしょうか？	お見込みのとおりです。
11	別紙 1 1P 1(2)①	J Vでの提出の場合、各社 3 件以内記載するのでしょうか？ 併せて 3 件以内（④に記載の通り各社 1 件以上）とするのでしょうか？	設計共同体（設計 J V）で提出の場合、代表的な業務実績については、各構成員 1 件以上、かつ全構成員合計 3 件以内で記載してください。 なお、No. 25の回答も併せて確認してください。
12	別紙 1 2P 1(4)②	様式 3－2 再委託事務所において一級建築士事務所登録の写しを添付することがありますが、再委託する設備設計事務所においては一級建築士事務所登録を受けていない場合参加することはできませんか？（二級建築士事務所登録のみの場合） なお、再委託先に一級建築士資格保有者は在籍しております、担当者として配置予定しております。	再委託事務所については、募集要領 9－(3)より、一級建築士事務所の登録（福島県知事以外の登録も可）を受けている必要があります。
13	別図 2	既存配置図の C A D データの提供は可能でしょうか？	現時点では提供できる資料はありません。
14	別図 2 別図 3－2	存置予定の車庫内車両の出入り頻度をご教示ください。 現況は車庫前にパトカーの駐車がみられました。 車庫前の駐車計画は可能でしょうか？	No. 5 及び 6 の回答を参照してください。
15	資料 3	通信関係室は各執務との関連性はありますか。執務室系とは完全に独立した配置と考えても良いでしょうか。	通信関係室は、各種機器が設置されている部屋で、各室とは通信線で結ばれていため独立した配置と考えられますが、機器更新等を考慮し執務室系付近の配置が望ましいと考えます。
16	募集要領 1P 5(2)	募集要領 1 p 目の 5. 事業の概要で、主要用途が“事務所”となっておりますが、国交省告示第 8 号設計委託料算定根拠となります建物用途は同様に建築物の類型：四業務施設の“事務所等”となりますでしょうか。 国交省告示第 8 号の算定根拠建築用途の中で建築物の類型十二：文化・交流・公益施設の“警察署”ございまして、設計委託料算定根拠の建築物の類型の確認でございます。	建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準（令和 6 年 1 月 9 日付け国土交通省告示第 8 号）別添二に掲げる建築物の類型は、第四号第 2 類となります。
17	資料 3	1 F の W C につきましては一般の来庁者と職員の方が共用で使うトイレとして想定してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
18	資料 3	来庁者の方が、用務員室を窓口利用する用途はどのようなものが想定されておりますでしょうか？	取引業者との対応を主に想定しております。
19	資料 3	当直室の具体的な機能につきまして、デスクなどが置かれた執務スペースや、仮眠室や休憩スペースを備えた部屋となりますでしょうか？	仮眠及び休憩の用途であるため、執務スペースは不要です。

No.	要領等の番号	質問事項	回答
20	資料 3	双葉警察署浪江分庁舎所要室一覧 特別警ら隊は総務係及び地域交通係・刑事生活安全係等との連携により部屋を隣接させる必要がありますか。 また、特別警ら隊について階の指定はありますか。	他係と部屋を隣接させる必要はありません。 また、階の指定もありません。
21	資料 3	双葉警察署浪江分庁舎所要室一覧 執務閑連室 男性当直室・女性当直室については、個室対応と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	資料 3	双葉警察署浪江分庁舎所要室一覧 共用部 機械室25m <sup>2</sup> に設置を予定されている設備機器をお教えください。	キュービクル及び非常用発電機です。
23		通信機器設備としてパンザマストの設置は必要でしょうか。 お教えください。	必要です。
24	様式 1	設計共同体の場合、(様式 1) 参加表明書の提出者には共同体名のほか、代表構成員と構成員それぞれの住所等を記載する形に変更してもよろしいでしょうか。	設計共同体の名称、事務所の所在地及び代表者の名称で提出してください。 設計共同体構成員全ての記載は不要です。
25	様式 2	(様式 2) 主要業務実績は、代表構成員と構成員それぞれ1枚ずつに記入する形でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、No. 11の回答も併せて確認してください。
26	様式 3－2	(様式 3－2) 再委託事務所の「担当技術者」とは(様式 3－1－1) (様式 3－1－2) に記載した主任技術者の下で業務を行う技術者について記入するという理解でよろしいでしょうか。下欄説明書きに「再委託する事務所から主任技術者を選任する場合、担当技術者の…」との記載がございますが、主任技術者となる(担当する)人とも読めるのでお伺いします。	様式 3－2における再委託事務所の担当技術者欄においては、再委託事務所から構造・積算・建築設備(電気)・建築設備(機械)・土木担当主任技術者を選任する場合に、当該主任技術者に係る内容について記入してください(再委託事務所から主任技術者を選任しない場合は、担当技術者欄の記入不要)。 なお、その際の記入内容については、様式 3－1－1 及び様式 3－1－2における当該主任技術者に係る内容と同様としてください。 また、一の再委託事務所から複数の主任技術者を選任する場合は、別様(再委託事務所に係る名称・所在地・代表者・主要な業務実績・協力業務内容の省略不可)としてください。
27	募集要領 8P 12(1)①	設計共同体で参加する場合、参加表明書は代表者のみの記載で構成員の記載は必要ありませんか。	No. 24の回答を参照してください。
28	募集要領 8P 12(1)③	管理技術者の実績は、前所属事務所の実績も記入可能ですか。	可能です。